

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年6月4日規則第27号
改正

平成23年3月28日規則第5号
平成27年3月30日規則第27号
平成28年3月3日規則第13号
令和4年2月17日規則第4号
令和4年9月29日規則第42号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (4) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。
- (6) 型式住宅部分等製造者認証書 品確法規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。
- (7) 登録試験機関 品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。
- (8) 特別評価方法認定 品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。
- (9) 住宅性能評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。

(認定申請書に添付する図書)

第3条 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建

築等計画等」という。)の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。))を受けたときは、当該試験等の結果の証明書)

(4) その他知事が必要と認める図書

2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請(以下「計画の認定申請」という。)のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにおいて、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにおいて、計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(認定しない旨の通知)

第4条 知事は、計画の認定申請について、法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により当該計画の認定を申請した者に通知するものとする。

(軽微な変更の届出)

第5条 認定計画実施者は、省令第7条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書(別記様式第2号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第7条の規定による報告をした後及び認定長期優良住宅維持保全計画の軽微な変更においては、この限りでない。

(状況の報告)

第6条 認定計画実施者は、法第12条の規定により報告を求められた場合には、認定長期優良住宅状況報告書(別記様式第3号)に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(完了の報告)

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第4号)により知事に報告しなければならない。

(改善に関する命令書)

第8条 法第13条の規定による命令は、改善に関する命令書(別記様式第5号)により行うものとする。

(取りやめの申出)

第9条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画(以下「認定長期優良住宅建築等計画等」という。)に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等

計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第6号）により認定通知書（変更の認定を受けた者にとっては、変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画等認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 法の規定による認定又は承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定（承認）申請取下げ届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第12条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、当該住宅の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成27年3月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成28年3月3日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月17日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

（添付図書に関する経過措置）

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる認定の処分に係る申請書に添付する図書については、この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月29日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第4条関係）

認定しない旨の通知書

タツ 一
年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律 } 第6条第1項
第8条第2項において準用する同法第6条第1項

の認定をしないこととしたので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4条の規定により通知します。

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）提起することができます。

様式第2号（第5条関係）

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定計画実施者 住所

氏名

電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名〕

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更をしたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 変更の内容

5 変更の内容が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 届出書の大きさはA4サイズとすること。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住所
氏名
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった次の認定長期優良住宅建築等計画等に基づく建築又は維持保全の状況について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の状況

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（注）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 報告書の大きさはA4サイズとすること。

様式第4号（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定計画実施者 住所

氏名

電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により報告します。

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 認定に係る住宅の住居表示

5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 報告書の大きさはA4サイズとすること。

改善に関する命令書

タツ 一
年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長
土木事務所長 印

次の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第

13条

第1項
第2項
第3項

の規定により改善に必要な措置を命じます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限
年 月 日

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）提起することができます。

様式第6号（第9条関係）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定計画実施者 住所

氏名

電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取りやめる理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（注）

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 申出書の大きさはA4サイズとすること。

長期優良住宅建築等計画等認定取消通知書

タツ ー
年 月 日

住所
氏名 様

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

次の認定長期優良住宅建築等計画等については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）提起することができます。

認定（承認）申請取下げ届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所

氏名

電話番号

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

認定（承認）申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定により届け出ます。

- 1 認定（承認）申請受付番号
第 号
- 2 認定（承認）申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定（承認）申請に係る住宅の位置
- 4 取り下げる理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（注）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 正副2部提出すること。
- 3 取下げ届の大きさはA4サイズとすること。